

種苗法の一部を改正する法律（概要）について

I 趣 旨

育成者権が知的財産権として定着し、その価値が高まる一方、育成者権の侵害が疑われる事例が増加している状況にかんがみ、侵害行為を抑止するとともに事後の救済の円滑化を図るため、育成者権侵害罪の罰則を引き上げるほか、虚偽の品種登録表示を禁止する等の措置を講ずる。

II 改正の内容

(1) 権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備

特許法等の知的財産権法にならって、以下の規定を整備する。

- ① 侵害物品の譲渡数量に、正規品の単位当たり利益の額を乗じた額を損害額とすることができることとする。 (第34条関係)
- ② 侵害の事実を否認する被告は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないこととする。 (第36条関係)
- ③ その他、当事者による鑑定人への説明、裁判所による相当な損害額の認定、営業秘密についての秘密保持命令等の規定を整備する。 (第37条から第43条まで関係)

(2) 罰則の引上げ

特許法等他の知的財産権法にならって、以下の罰則の引上げ等を行う。

- ① 権利侵害に対する罰則の引上げ (第67条及び第73条関係)

懲役 3年以下	----->	10年以下
又は	----->	又は/併科
罰金 300万円以下	----->	1000万円以下
(法人は1億円以下)		(法人は3億円以下)

② 詐欺行為で品種登録を受けた者に対する罰則の引上げ

(第68条及び第73条関係)

懲役 1年以下	— →	3年以下
又は		又は
罰金 100万円以下	→	300万円以下
(法人は100万円以下)		(法人は1億円以下)

③ 秘密保持命令違反に対する罰則の整備 (新設)

(第70条関係)

懲役5年以下	又は/併科
罰金500万円以下	(法人は3億円以下)

(3) 表示の適正化等

① 登録品種でない種苗について登録品種である旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付すことを禁止する (新設)。

(第56条、第69条及び第73条関係)

懲役3年以下	又は
罰金300万円以下	(法人は1億円以下)

② 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、当該種苗に登録品種である旨の表示を付すよう努めなければならないこととする。

(第55条関係)

③ 登録品種の名称について、利害関係人の申立てにより変更を命ずることができることとする。

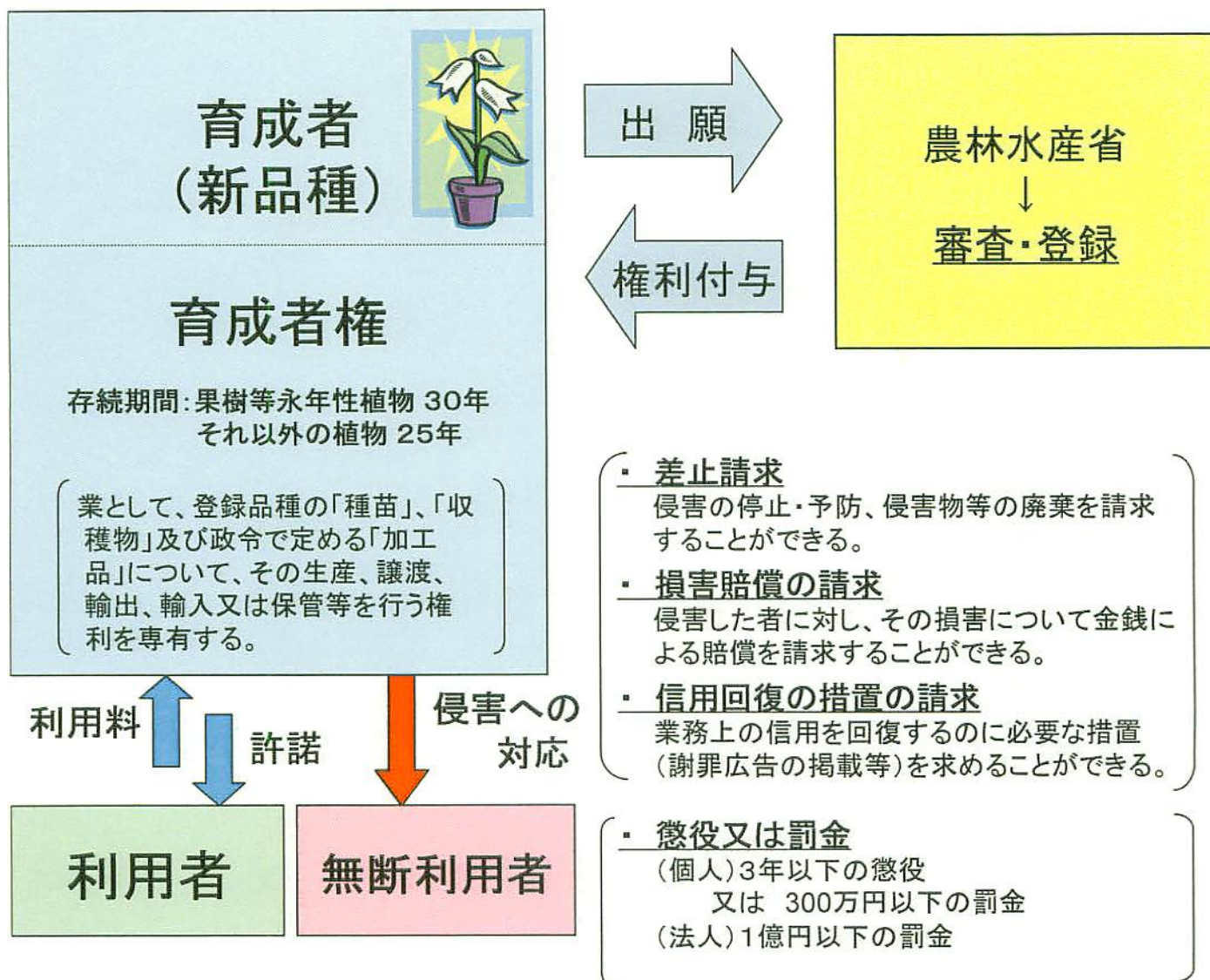
(第48条関係)

Ⅲ 施行期日

平成19年12月1日

植物新品種の保護制度について

新たに植物品種を育成した者は、国に登録することにより、知的財産権の一つである「育成者権」を得、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。



種苗法の変遷

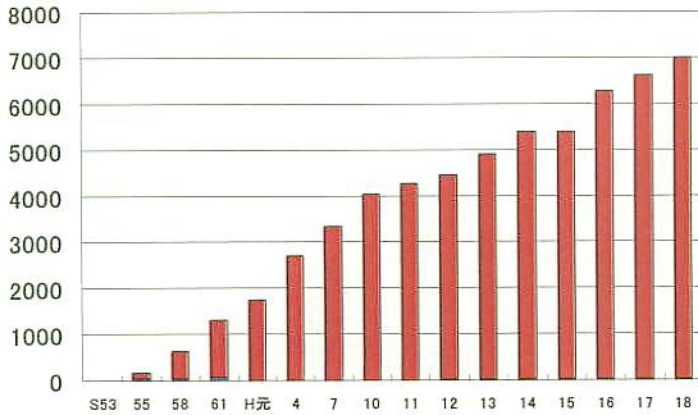
- 昭和53年 品種保護制度の開始
- 57年 UPOV条約(植物新品種保護国際条約)加盟
- 平成10年 育成者権を明文化する等権利の拡充
全植物を保護対象に
- 15年 収穫物への権利侵害を刑事罰の対象に追加
法人への罰金の上限を1億円に引き上げ
- 17年 育成者権の存続期間の延長
育成者権の及ぶ範囲を加工品まで拡大

植物新品種育成者権の保護の強化(種苗法改正)

現 状

- (1) 登録品種は年々増加。
- (2) 育成者権の侵害が急増。現行制度では侵害に対する抑止力が十分働かず、また損害回復が進まない状況。

登録品種数の推移



権利侵害への対抗措置

○権利侵害を受けたことがありますか？



○どのような対抗措置をとりましたか？(複数回答)



注:「権利侵害」には、その疑いも含む。
 <資料>育成者権に関するアンケート2006
 対象:育成者権者2,055名

民事・刑事
訴訟:5%

- (3) 我が国の登録品種が中国、韓国等に違法に持ち出され、逆輸入される侵害が顕在化。
 (中国:いぐさ・カーネーション・輪菊、韓国:イチゴ、豪:おうとう 等)

改正の概要

権利侵害に対する
救済の実効性向上

故意の権利侵害の抑止

品種登録表示の信頼確保

訴訟上の救済を円滑化

罰則の引き上げ

表示の適正化等

- 損害額の算定方法の充実
 - ・侵害品の譲渡数量に正規品の利益を乗じた額を損害額とできる規定を追加
- 権利侵害に対する被告の説明義務
 - ・被告が権利侵害を否認する場合、自己の行為について説明することを義務化
- その他
 - (1) 当事者による計算鑑定人への説明義務
 - (2) 裁判所による相当な損害額の認定
 - (3) 営業秘密に対する配慮

(権利侵害の場合)

- 現行
 - ・個人:懲役3年以下
又は罰金300万円以下
 - ・法人:罰金1億円以下

- 改正後
 - ・個人:懲役10年以下
及び罰金1000万円以下
 - ・法人:罰金3億円以下

- 虚偽の品種登録表示の禁止
 - ・登録品種でない種苗について登録品種である旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付すことを禁止
- 登録品種の種苗に登録品種である旨の表示を付すよう努めなければならないこととする
 - (登録品種である旨を品種名称(「とちおとめ」等)と併せて表示し育成者権の存在を明示することにより、意図せぬ権利侵害を防止)
- 登録品種の名称変更命令の申立てによる名称変更